

名張市市税条例の一部改正について

1. 改正要旨

地方税法の一部改正に伴い、三輪以上の特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率区分を変更する等のほか、固定資産課税台帳の閲覧若しくはその写しの交付又は記載事項証明書の交付をする場合の件数の計算に係る規定を整理するため、所要の改正を行います。

2. 改正内容

(1) 固定資産課税台帳の閲覧若しくはその写しの交付又は記載事項証明書の交付をする場合の件数の計算に係る規定を整理します。なお、手数料の額に変更はありません。

＜施行期日：令和5年7月1日＞

(2) 原動機付自転車における種別割の税率区分の変更について

＜施行期日：令和5年7月1日＞

三輪以上の特定小型原動機付自転車は、車種区分である原動機付自転車のミニカー区分から、原動機付自転車第一種（総排気量50cc以下のもの又は定格出力0.6kW以下のもの）に変更します。

なお、毎年4月1日に軽自動車等を所有している人に対して賦課するため、今回の税率区分の変更は、令和6年4月1日賦課分からの適用となります。

改正イメージ

【原動機付自転車区分】

(変更前)				(変更後)		
第一種	50cc以下、0.6kW以下	2,000円	→	第一種	50cc以下、0.6kW以下	2,000円
⋮	⋮	⋮		第一種	三輪以上の特定小型原動機付自転車	2,000円
ミニカー (三輪以上)	50cc以下、0.6kW以下	3,700円	⇐ 変更 →	ミニカー (三輪以上)	50cc以下、0.6kW以下	3,700円

※特定小型原動機付自転車とは・・・現状として、電動キックボード等が想定されます。

(条件)

- ・最高速度 20km/h以下
- ・長さ 190cm以下
- ・幅 60cm以下
- ・定格出力 0.6kW以下
- ・保安部品 警音器、最高速度表示灯 など

上記の条件に全て該当すれば、特定小型原動機付自転車となります。

(3) 軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例

＜施行期日：令和6年1月1日＞

賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割及び種別割につき、その納付すべき額について不足額があることを納期限後に知った場合で、当該事実が生じた原因が自動車メーカーが偽りその他不正の手段により、窒素酸化物排出量等基準に基づく減税対象車等の判断を誤った結果、国土交通大臣に認定を取り消された場合の納付すべき軽自動車税の環境性能割及び種別割の額は、自動車メーカーを納税義務者とみなして、不足額に、これに100分の35の割合を乗じた金額を加算した金額を納付することになります。

(加算する割合：100分の10 ⇒ 100分の35)

※環境性能割とは・・・三輪以上の軽自動車（特殊自動車を除きます。）を取得したときに課税される市町村税です。なお、当分の間は都道府県が賦課徴収を行うこととなっています。

※種別割とは・・・毎年4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有する人に賦課する税で、納期は5月末日となっています。